

朝霞市景観計画

窓口案内用リーフレット

朝霞市景観条例:平成27(2015)年 3月27日公布 平成27年条例第24号 平成27(2015)年5月1日施行
 朝霞市景観計画:平成27(2015)年10月30日告示 朝霞市告示第278号 平成28(2016)年4月1日施行
 (変更) :令和3(2021)年10月 1日告示 朝霞市告示第185号 令和3(2021)年10月1日施行

色彩基準(景観づくり重点地区を除く)

- 建築物の新築、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、工作物の新設、増設若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積について、色彩基準をゾーンごとに設定し適用します。
 ※詳細は景観計画本文をご確認ください。

水と緑を活かすゾーンの色彩基準

(外壁・屋根の基調色に使用できない色彩)

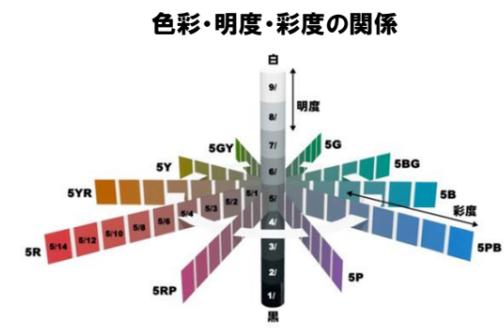
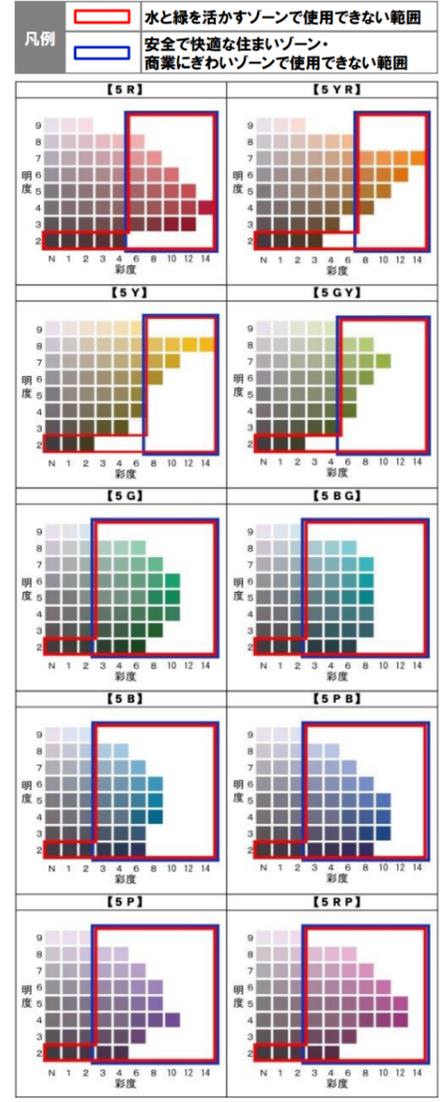
色相	明度	彩度
7.5Rから7.5Y	2を超える	6を超える
	2以下	—
7.5RPから7.5R (7.5Rは含まない)	2を超える	4を超える
7.5Yから7.5GY (7.5Yは含まない)	2以下	—
7.5GYから7.5RP (7.5GY及び7.5RPは含まない)	2を超える	2を超える
	2以下	—
N	2以下	—

安全で快適な住まいゾーン・商業にぎわいゾーン色彩基準

(外壁・屋根の基調色に使用できない色彩)

色相	明度	彩度
7.5Rから7.5Y	—	6を超える
7.5RPから7.5R (7.5Rは含まない)	—	4を超える
7.5Yから7.5GY (7.5Yは含まない)	—	2を超える
7.5GYから7.5RP (7.5GY及び7.5RPは含まない)	—	2を超える

別表



勧告・変更命令基準(景観づくり重点地区を除く)

- 届出対象行為について、次にいずれかに該当する場合は、勧告又は変更命令を行うことができます。

- 建築物の建築等、工作物の建設等**
 - ・ 色彩基準に該当する色彩及び点滅する光源が形成する面積の合計が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積の3分の1を超えると認めるとき
- 物件の堆積**
 - ・ 堆積の高さが3mを超えるとき
 - ・ 堆積物に遮蔽物がなく、又は不十分で、周囲から堆積物が見えるとき
 - ・ 遮蔽物の色彩が、色彩基準に該当する色彩の面積が、外観のうち各立面につき、当該立面の面積が3分の1を超えると認めるとき

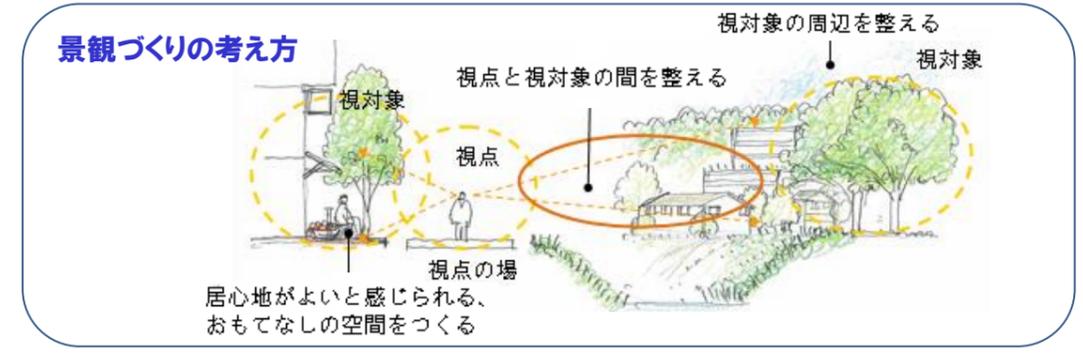
※「景観づくり重点地区」に関しては別冊を参照してください。

1 景観計画の目的・位置づけ・区域

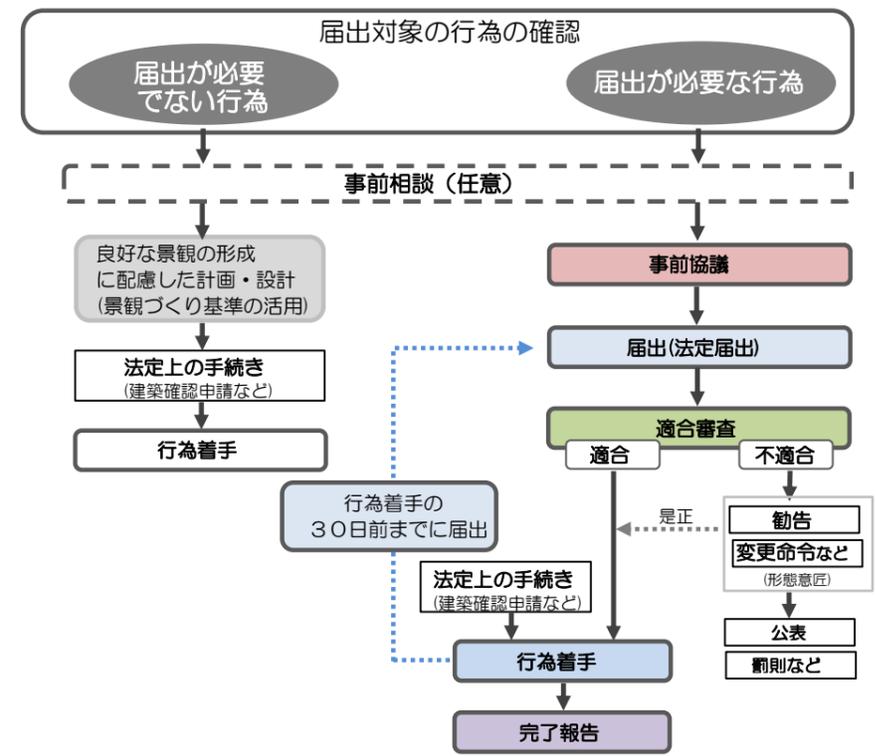
- 朝霞市景観計画は、景観法第8条に規定される計画で、朝霞の自然や歴史文化、人々の営みを伝える大切な風土や風景を守るとともに、より良い景観をつくり、地域の財産を育んでいくことで、住みたい、訪れたいと感じるまちづくりを進めるために策定するものです。また、本市が目指す景観を市民・事業者・行政で共有し、協働して景観づくりを進めていくための基本的な計画として策定します。
- 朝霞市景観計画は、上位・関連計画と整合を図るとともに、朝霞市景観条例と一体的な運用を図ります。
- 朝霞市景観計画では、朝霞市全域を景観計画の区域(景観計画区域)とし、景観計画区域内に、地域の特性を活かした良好な景観づくりを重点的に図る地区として「景観づくり重点地区」を定めることとしています。

2 景観づくりの考え方

- 景観とは、見ることであり、見ることによって生まれる視覚的な像です。私たちは、対象(視対象)を見ること、つまり景観から、まちの特性を理解し、評価しています。このような理解や評価は、多くの人が共有できるものといえます。景観の良いまちは良いまちであると感じることから、より良い景観づくりは、まちづくりに欠かすことのできない取り組みです。
- 良い景観をつくるためには、視対象を見る場所(視点)を確保し、その場所(視点の場)を快適な空間として守り、整備することや、視点と視対象の間や視対象の周辺を整え、視対象を見やすくするように配慮することが大切となります。さらに、見る人が居心地が良いと感じられる、おもてなしの空間づくりも重要です。
- 本市には起伏のある地形、黒目川などの河川、斜面林などの緑、まちなみや農地の広がり、建物、道路、橋、社寺などがあります。これらの本市の特性に配慮し、良好な景観を確保し、守り、育て、創出する取り組みを進めることで、住みたい、訪れたいと感じられるまちづくりを進めます。



3 届出のフロー(景観づくり重点地区を除く)



●事前協議
 景観法に基づく届出の前に、良好な景観づくりを目指し、市と事業者・計画者が協議を行うものとします。

●景観法に基づく届出
 届出対象行為となる行為については、行為着手の30日前までに、景観法及び朝霞市景観条例に基づき届出が必要となります。

●適合審査
 届出を受理した行為について、景観づくり基準に照らし適合審査を行います。届出の内容が景観づくり基準に適合しない場合は、市は勧告や変更命令を行うことができます。

●完了報告
 届出を行った行為が完了したときは、完了報告を提出するものとします。市は、届出が行われた行為と完了した行為が同じかどうかを確認します。

◆◆◆お問い合わせ◆◆◆

朝霞市役所 〒351-8501 朝霞市本町1-1-1
 景観計画全般・景観づくり基準等に関すること：まちづくり推進課 TEL 048(463)2518(直通)
 届出・色彩基準等に関すること：開発建築課 TEL 048(463)2585(直通)
 市ホームページ <https://www.city.asaka.lg.jp>

MUSASHINO FRONT ASAKA
 わたしたちは武蔵野を守り、つくり、楽しむ活動をすすめていきます。

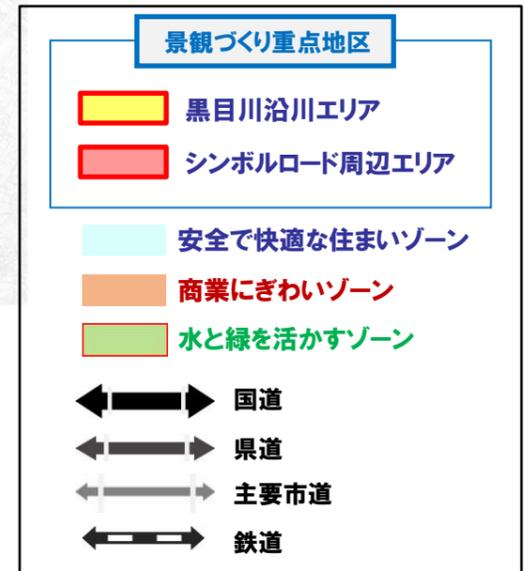
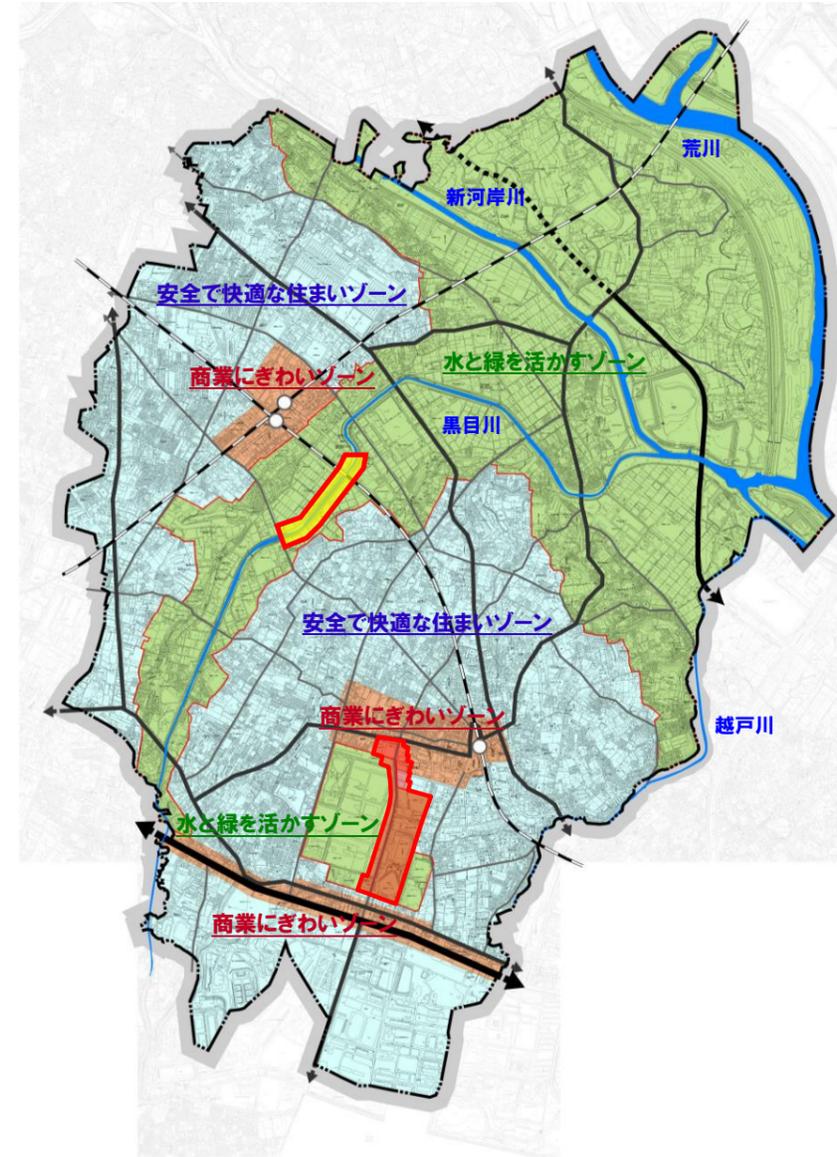


ブランドシンボルマーク のびねこ



©むさしのフロントあさか

景観ゾーン及び景観づくり重点地区区分図



4 景観づくり施策の展開

届出制度による景観づくり

- 良好な景観づくりを推進していくためには、建築物の建築などの行為にあたって、周辺の景観に配慮することが求められます。
 - 景観計画では、朝霞市全域を以下のように3つの景観ゾーンに区分し、各ゾーンにおける景観の形成に大きな影響を与える一定規模の行為として位置づけ、景観法に基づく届出制度を活用し、周辺の景観に配慮した景観づくりを誘導します。
- ※詳細は景観計画本文をご確認ください。

各ゾーンの届出対象行為

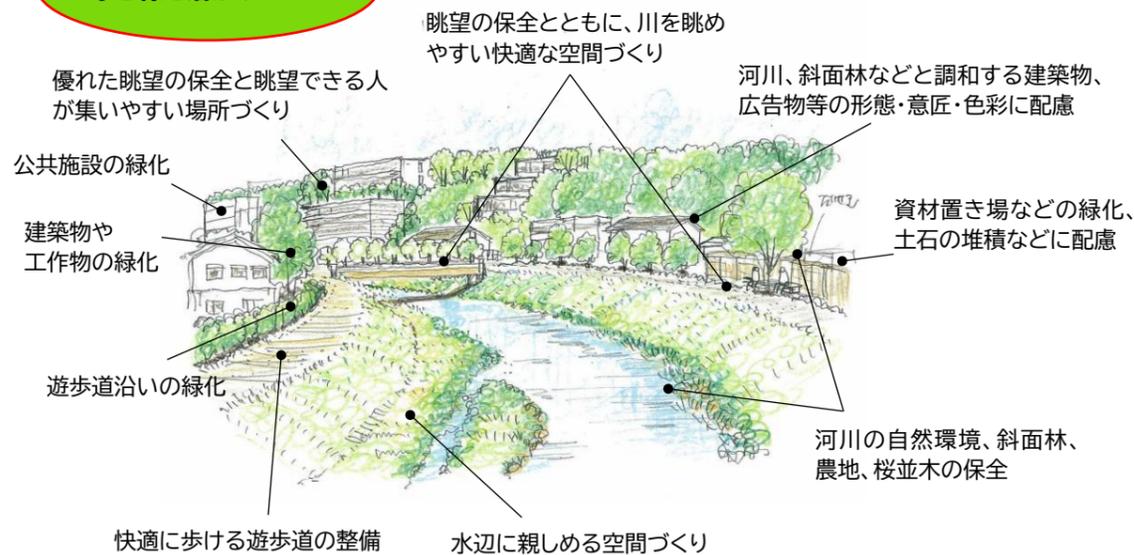
景観計画区域(景観づくり重点地区を除く)において、以下に定める行為を行う場合は、景観法及び朝霞市景観条例に基づき、市長への届出が必要となります。**※「景観づくり重点地区」に関しては別冊を参照してください。**

届出対象行為	届出対象規模(景観づくり重点地区を除く)		
	水と緑を活かすゾーン	安全で快適な住まいゾーン	商業にぎわいゾーン
建築物の建築など ・建築物の新築、増築、改築又は移転 ・建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更※1	高さが10mを超えるもの	高さが15mを超えるもの	高さが10mを超えるもの
	敷地面積が500㎡以上のもの※2		
工作物の建設など ・工作物の新設、増設、改築又は移転 ・工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更※1	高さが10mを超えるもの ただし※3については高さが15mを超えるもの	高さが15mを超えるもの	高さが10mを超えるもの ただし※3については高さが15mを超えるもの
開発行為 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(高さ1m以上のもの)	土地の面積が500㎡以上のもの	—	—
	物件の堆積に係る土地の面積が500㎡以上のもの又は堆積の高さが1.5mを超えるもの	—	—

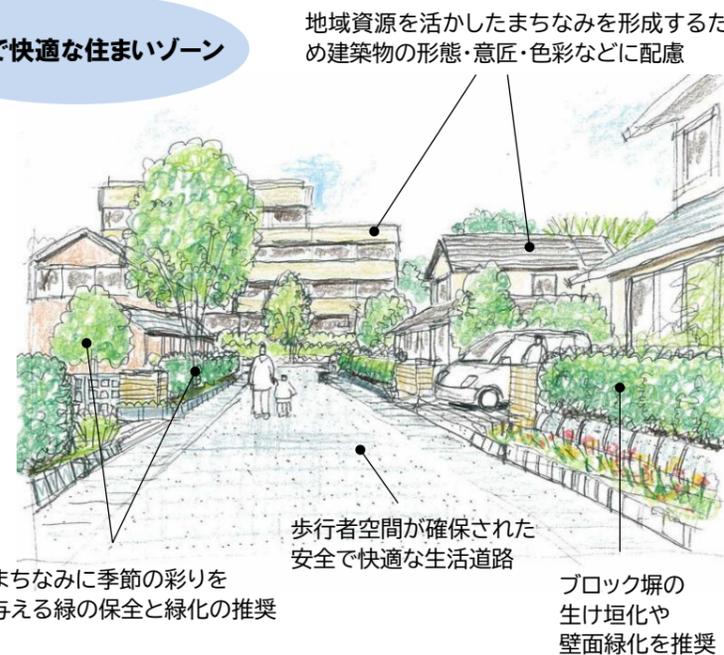
- ※1 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更・・・当該修繕などの対象となる面積が各立面の面積の3分の1を超えるもの
- ※2 同一の者が当該行為を複数の隣接する敷地において行うときには、敷地面積はその敷地の面積の合計とする(面積が500㎡以上の開発区域における建築行為は届出対象となる)
- ※3 旗さお並びに、架空電線路用のもの、電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用のもの及び電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者の電気通信用のもの

景観づくりのイメージ

水と緑を活かすゾーン



安全で快適な住まいゾーン



商業にぎわいゾーン

